

静岡県警察機動装備隊設置要綱の制定について

(平成8年11月12日甲通達装第52号)

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、警察事象も複雑、多岐にわたり、また、これまでに例のない新しい形態の犯罪や大規模事故又は災害の発生などが予測されるところである。

こうした事象に的確に対処するためには、科学捜査体制の確立はもとより、装備資機材・車両を迅速に現場に急行させて有効適切に活用しなければならず、本県警察が保有している装備資機材約8万点を、いつでも、どこでも、その事案に応じて性能どおり迅速に使用することが基本である。また、大規模事件・事故や災害が発生した場合には、本県警察に配備されていない資機材について、自衛隊、消防、海上保安庁等のほか民間業者からの借用も必要となる。

これまで、装備資機材や車両については、それぞれの訓令に基づき、運用してきたところであるが、これらの総合的運用を図り、現場活動を効果的に支援するため、別添のとおり「静岡県警察機動装備隊設置要綱」を制定し平成8年12月1日から施行するので、効果的な活用に努められたい。

別添

静岡県警察機動装備隊設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の組織及び運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

総務部会計課に機動装備隊を置く。

第3 任務

機動装備隊は、重要事件・事故及び災害（以下「事件等」という。）の発生に際し、必要な装備資機材・車両（以下「資機材等」という。）を迅速に現場に搬送するなど第一線警察活動を積極的に支援するとともに、各種装備資機材の有効活用と取扱いの指導等に当たるものとする。

第4 資機材等の区分

本県警察で保有する資機材等は、特殊装備資機材と一般装備資機材に区分する。

- 1 特殊装備資機材とは、一定の資格又は特殊な技能を有する者でなければその取扱いができないもので、別に定めるものをいう。
- 2 一般装備資機材とは、特殊装備資機材を除いたものをいう。

第5 編成

- 1 機動装備隊に隊長、副隊長、班長及び隊員を置く。

2 隊長には総務部会計課装備管理室長又は装備管理室管理官を、副隊長には総務部会計課装備補佐をもって充てるものとする。

3 機動装備隊の編成は、別表1のとおりとする。

第6 隊員の指名及び解任

1 隊員については、関係所属長が、所属の装備担当者の中から機動装備隊員推薦書（様式第1号）により本部長に上申するものとする。

なお、関係所属長は、人事異動その他の理由により、隊員に指名換えの必要が生じた場合は、速やかに後任者を推薦するものとする。

2 本部長は、関東管区警察局静岡県情報通信部長に対し、隊員の推薦を要請するものとする。

3 本部長による隊員の指名及び解任は、関係所属長への通知をもって行うものとする。

4 関係所属長は、所属隊員に事故がある場合に備えて、所属職員の中から機動装備隊予備隊員（以下「予備隊員」という。）として3人を指名するものとする。

第7 隊員心得

隊員及び予備隊員は、自己の所属で保有する資機材等について、常に有効活用できるよう習熟度を高めるとともに、資機材等の活用を通じて、事件等発生現場における警察活動を積極的に支援するという旺盛な士気と使命感をもって任務を遂行しなければならない。

第8 出動対象事案

1 重要事件・事故関係

- (1) 身の代金目的誘拐、人質立てこもり事件
- (2) ガス、火薬類その他爆発物の爆発による死傷者多数の事故
- (3) 列車及び船舶の転覆、衝突等による死傷者多数の事故
- (4) 航空機の墜落事故、ハイジャック事件
- (5) 火災で死傷者多数を伴う事件・事故
- (6) 銃器使用による凶悪事件
- (7) 交通事故による死傷者多数の事故
- (8) 大規模な暴力団対立抗争事件
- (9) サリン等の毒ガスによる事件・事故

2 災害関係

地震、風水害等の自然災害による土砂崩れ、家屋の倒壊等により死傷者多数を伴い、自所属及び隣接所属の資機材等では対応できない災害（「静岡県警察震災等警備基本計画の制定について（平成19年例規災第71号）」に該当するものを除く。）

3 その他本部長が認めたもの

第9 出動要請

- 1 事件等の発生地を管轄する警察署長又はその事件等を主管する本部の課長（以下「警察署長等」という。）は、事件等の発生に際し、資機材等を補充、調達する必要がある場合には、本部長に対し、必要とする資機材等の搬送を求めるため機動装備隊の出動を要請することができるものとする。
- 2 機動装備隊の出動要請は、原則として、機動装備隊出動要請書（様式第2号。以下「出動要請書」という。）により会計課を経由して行うものとする。ただし、緊急の場合は電話その他の方法で要請し、事後速やかに出動要請書を提出するものとする。

第10 隊長の権限

- 1 隊長は、機動装備隊の出動要請書を受領し、必要があると認めるときは、本部長の指揮を受けて各所属で保管している資機材等を統制し、集中運用することができる。
- 2 隊長は、機動装備隊を出動させる必要があると認めるときは、本部長の指揮を受け隊員の招集、待機及び出動を命ずるものとする。
- 3 隊長は、機動装備隊の出動に当たっては、事件等の概要、出動の目的、具体的任務その他必要な事項を隊員に徹底しなければならない。
- 4 隊長は、出動を命ずるべき隊員に事故ある場合等は、予備隊員に対して招集、待機及び出動を命ずることができる。

第11 民間等からの調達

隊長は、本県警察で保有しない資機材等が必要となる場合には、関係機関や民間業者からの借上げを図ることとする。

第12 連絡・調整

隊長は、機動装備隊の出動に当たって、警備艇又は航空機を必要と認めた場合は、地域部地域課長又は警備部警備課長と連絡・調整を図るものとする。

第13 運用

1 出動

(1) 資機材搬送活動

隊長は、警察署長等から、資機材等の搬送要請を受領したときは、隊員に対してその搬送を命ずるものとする。

(2) 操作技術員の依頼

隊長は、事件等の現場における、借上げ車両又は資機材の操作について、必要がある場合は、部外から操作技術員を依頼することができる。

(3) 関係職員の派遣要請

隊長は、機動装備隊の出動に際し、必要があると認めるときは、関係所属長に対し、職員の派遣を要請することができる。

2 教育訓練

- (1) 隊長は、装備資機材の取扱いについての習熟度を高めるため、隊員及び予備隊員に対し教養を行うものとする。
- (2) 隊長は、必要に応じて機動装備隊の総合訓練又は班別訓練を実施しなければならない。
- (3) 隊長は、訓練結果を訓練結果報告書（様式第3号）により本部長に報告しなければならない。

3 装備資機材管理・運用システムの効果的運用

「装備資機材管理・運用システム」のオンライン端末機が設置されている関係所属長は、装備資機材の総合運用と有効活用を推進するため、装備資機材の現況に基づく最新データの保守につとめなければならない。

第14 服装

- 1 隊員の服装は出動服とし、腕章（別表2）を着装するものとする。
- 2 隊長は、出動服による活動が適さないと判断した場合、他の服装の着装を指示することができるものとする。

第15 結果報告

隊長は、機動装備隊の任務終了後、速やかに出動結果報告書（様式第4号）により、本部長に報告するものとする。